

長崎都心地域 都市再生緊急整備地域準備協議会 設 置 要 領

（設 置）

第1条 長崎都心地域における都市再生緊急整備地域の地域指定に向けた必要な検討を行うため、「長崎都心地域 都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換及び必要な検討を行う。

- （1）都市再生緊急整備地域として政令指定すべきエリア（素案）に関すること
- （2）都市再生の目標・方針となる地域整備方針（素案）に関すること
- （3）その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項に関すること
- （4）その他必要な事項に関すること

（委 員 長）

第3条 協議会に委員長を置き、委員長には都市再生委員会の委員長を充てるものとする。
2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

（協 議 会）

第4条 協議会は、県が必要に応じて開催する。
2 協議会の議長は、委員長が当たる。
3 副知事・副市長等は、事務局の立場で協議会に出席し意見を述べることができる。
4 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶 務）

第5条 協議会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。
・ 県 土木部 都市政策課
・ 市 まちづくり部 都市計画課

（雑 則）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月25日から施行する。

長崎都心地域 都市再生緊急整備地域準備協議会 委員・専門委員一覧

	氏名	所属・役職
委員	伊藤 滋	東京大学 名誉教授・長崎県参与
	片山 健介	長崎大学 総合生産科学域 准教授
	菊森 淳文	ながさき地域政策研究所 理事長
	西岡 誠治	長崎県立大学 地域創造学部 教授
	林 一馬	長崎総合科学大学 名誉教授
	山口 純哉	長崎大学 経済学部 准教授
	平松 喜一郎	長崎経済同友会 副代表幹事
	山口 雅二	長崎商工会議所 副会頭
	小林 央幸	長崎商工会議所青年部 会長
	寺岡 誠三	長崎青年会議所 理事長
	本田 時夫	長崎市商店街連合会 副会長
	豊饒 英之	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 DMO 推進局長
専門委員	狩野 靖	十八銀行 地域振興部長
	森本 励	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
	松下 達也	経済産業省 九州経済産業局 地域経済部長
	堂園 俊多	国土交通省 九州地方整備局 企画部長
	津森 洋介	国土交通省 九州地方整備局 建政部長
	岩見 洋一	長崎県 土木部長
	片江 伸一郎	長崎市 まちづくり部長
	片岡 研之	長崎市 企画財政部長
	田中 洋一	長崎市 商工部長
	股張 一男	長崎市 文化観光部長

(敬称略)